



鳴川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び鳴川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年10月9日

鳴川市長 佐々木久之

鳴川市規則第40号

鳴川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び鳴川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「参考人」を「参考人、被害者参加人」に改める。

- (1) 鳴川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年鳴川市規則第28号）第22条第2号
- (2) 鳴川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年鳴川市規則第25号）別表第3の2の項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。